

福井市監査告示第22号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定並びに福井市監査基準に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年5月29日

福井市監査委員 谷川 秀男
福井市監査委員 浅野 信也

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 令和3年度及び4年度の次の補助金に係る事務事業

団体名：公益社団法人 ふくい市民国際交流協会

補助金：公益社団法人ふくい市民国際交流協会補助金

所管課：商工労働部 観光文化局 おもてなし観光推進課 国際室

(2) 令和3年度及び4年度の次の補助金に係る事務事業

団体名：公益社団法人 福井市シルバー人材センター

補助金：福井市シルバー人材センター支援事業補助金

所管課：商工労働部 しごと支援課

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 所管課関係

補助事業の実施状況を把握し、団体に対する指導、監督が適正に行われているか。

(2) 団体関係

ア 収支手続及び事務手続が適正に執行され、その確認体制は確立

されているか。

イ 補助事業が計画に従って実施され、成果を上げているか。

4 監査の実施内容

財政援助に係る事業が補助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されその目的を達成しているか、また、所管課の指導監督が適切に行われているかについて、関係書類の審査及び担当者からの説明聴取を実施した。

5 監査の期間

令和5年2月13日から同年5月17日まで

6 監査の結果

(1) 公益社団法人 ふくい市民国際交流協会

監査の結果、当該所管課の当該補助金に係る事務は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように実施され、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね適正に執行されていると認めた。

また、当該団体の補助金対象事業に係る出納その他の事務の執行は、当該補助金の目的に沿っており、おおむね適正に行われていると認めた。

(2) 公益社団法人 福井市シルバー人材センター

監査の結果、当該所管課の当該補助金に係る事務は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように実施され、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね適正に執行されていると認めた。なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。さらに、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

また、当該団体の補助対象事業に係る出納その他の事務の執行は、当該補助の目的に沿っており、おおむね適正に行われていると認められた。

(意見)

公益社団法人 福井市シルバー人材センターは貨物自動車を購入したが、団体の内部規程において、金額的には原則的に競争入札にすべき案件であった。

書類上は明確な理由がないまま随意契約をしていたが、随意契約をしなければならない場合は理由を明記することが適切であり、その旨を内部規程に定めることが望ましい。

所管課は、団体に対し説明責任の観点から、業者選定に係る団体内部の会計規程を適切に整備するよう指導を検討されたい。